

「食の京都マルシェ@中丹」出店要領

1 目的

府内産農林水産物の消費拡大を図るため、「食の京都」をキーワードに「京都中丹いちおし商品」や管内農林水産物を一堂に集めた消費拡大イベントを開催する。また、コロナ禍により落ち込んだ農林水産物の消費喚起のため、プレミアム付きクーポンを発行する。

2 主催

京都府中丹広域振興局

3 開催日時

令和4年3月20日(日)～21日(月・祝) 10:00～16:00

4 開催場所

舞鶴赤れんがパーク 赤れんが2号棟 1Fホール(舞鶴市字北吸 1039-2)

5 出店内容

京都中丹いちおし商品販売業者や農林漁業者、関係団体等による府内産農林水産物並びに原材料として府内産農林水産物を使用している加工品の販売

※新型コロナウイルス感染防止対策のため、試食・試飲は禁止とします。

6 募集ブース数(上限)

15ブース(1ブース:長机1台 180×90cm)

※申込数が上限を超える場合は、抽選により出店者を決定します。

7 プレミアム付きクーポンについて

イベント当日及び会場内限定で使用できるプレミアム付きクーポンを販売
額面1,500円(500円×2枚+100円×5枚)を1,000円で販売

8 出店について

- ① 出店料は主催者が負担します。
- ② テーブル(1ブース:長机1台 180×90cm)は主催者で準備します。冷蔵・冷凍が必要な場合は各自で冷蔵庫車・保冷ケース等を御準備ください。(電気利用はコンセント1口(1500Wまで))火気の使用はできません。
- ③ 代金は各店にてクーポン及び現金にて収受の上、終了後事務局あて売上を報告してください。(クーポンでの売上分の精算については、後日の振込みとなります。)
- ④ 新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策の徹底に御協力ください。

9 出店の申込みについて

- ・出店を希望される生産者等は、別紙出店申込書に必要事項を記載の上、令和4年2月28日(月)までに、下記事務局(京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課)あてFAXまたはメールでお送りください。
- ・食品衛生法、JAS法、食品表示他、国の基準に準じた商品であること。
- ・加工食品を販売される場合は、保健所発行の営業許可証の写しを添付してください。(営業許可業種のみ)

10 その他

- ・商品の売り切れが無いように御協力をお願いします。
- ・舞鶴赤れんが倉庫群は、国の重要文化財に指定されています。ご使用に当たっては保存維持に配慮ください。施設を傷つける痕を残すような行為は固くお断りいたします。

【 イベント内容についての問合せ・申込先 】

京都府中丹広域振興局 農林商工部 農商工連携・推進課

TEL:0773-62-2743 FAX:0773-62-2859

c-n-noushoko@pref.kyoto.lg.jp 担当:浅野、わさたに和佐谷